

◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児クラスのお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われるお子さんについては**4,500円を負担していただきます**。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。
 ※3歳未満児クラスのお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。
 ◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【3歳以上児クラス】

父母の市町村民税の状況（父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者（生計中心者）と判断される時は、父母以外の保護者（家計の主宰者）の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。）		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		◎	◎	◎
非課税世帯				
所得割非課税世帯				
所得割課税世帯	12,600円 未満			
	12,600円 以上 24,600円 未満			
	24,600円 以上 36,600円 未満			
	36,600円 以上 48,600円 未満			
	48,600円 以上 57,700円 未満			
	48,600円 以上 77,101円 未満の要保護世帯			
	57,700円 以上			
	×	×		

◎免除対象 ×免除対象外

副食費の負担額は、4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度					市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	保育認定【3歳以上児クラス】					
	要保護世帯等(※1)			左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況(※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が48,600円未満の場合	所得割の合計額が48,600円以上77,101円未満の場合	所得割の合計額が57,700円未満の場合	所得割の合計額が57,700円以上の場合	
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校就学前					対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。